



子どもの権利条約と子ども基本法について



子どもの権利条約とは？

18歳未満の子どもを「権利の主体」と位置づけ、全ての子どもの権利を保障するための国際的な条約です。日本は1994年4月22日にこの条約に批准しました。今では、世界の196の国と地域がこの条約に批准していて、世界で最も広く受け入れられている人権条約になっています。



「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちが幸せに、元気に、安心してくらせるようにするために約束です。いろんな国と一緒に話し合って決めました。日本も1994年4月22日この約束を守ることにしました。



子どもの権利を包括的に明示したこの条文は、前文と本文54条からなり、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などに関わるさまざまな権利を具体的に定めています。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、次の4つで表されています。

子どもの権利条約の「4つの原則」

差別の禁止
さべつのないこと
(差別のないこと)



子どもの最善の利益
こどもにとってもっともよいこと
(子どもにとって最もよいこと)



生命、生存及び発達に
対する権利
いのちをまもられせいちょうできること
(命を守られ成長できること)



子どもの意見の尊重
いけんをひょうめいしさんかできること
(意見を表明し参加できること)



こどもには大きくわけて4つの権利（大切にされること、してもいいこと）があります。それは「差別のこと」「こどもにとって最もよいこと」「命を守られ成長できること」「意見を表明し参加できること」です。

子どもの権利条約とは？



よ
読んでみよう！ 「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

#1歳【子どもの世話】 18歳にならないいを子どもとします。	#2歳【便器の禁止】 すべての子どもは、みんな自分でこの便器の使用を止めさせます。子どもは、遊びがいやい、他のちがい、どのようなことばで遊んで、どんな表現をされているか、心からだに興がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などと、いろいろなできごとを教えてください。	#3歳【子どもにまつわるよいことを】 子どもに慣れていることが求められ、行われるときには、子どもにまつわる新しいことは何から何へと考えなければなりません。	#4歳【国との絆】 国は、このように書かれた権利を守るために、必要な法律を作った政策を実行しなければなりません。	#5歳【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの育達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。	#6歳【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。	#7歳【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたときに、自分の出生などによってはあります。子どもは、生まれたときに、家族の保護など、自分自身にあることをもつてもうまくみはわるこどりないように守らなくてはなりません。	#8歳【名前・国籍・家族關係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の保護など、自分自身にあることをもつてもうまくみはわるこどりないように守らなくてはなりません。	#9歳【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもともとよいとうなづから、引き離されることもあるですが、その場合は、親と会うたびに連絡しておこなうことができます。	#10歳【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒に暮らしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がうちの国に住んでいても、子どもは親と連絡とすることができます。	#11歳【ふそくに連れられない権利】 国は、子どもが他の外へ連れられたり、自分の身にものでなくなったりしないようにします。	#12歳【危険を察する権利】 子どもは、自分が危険があることに気づき、自分の身の危険を察する権利をもっています。その場合は、子どもの身の前に見て、じゅうぶん考慮されなければなりません。	#13歳【国説の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな意見や考え方を伝える権利。君の権利をもっています。	#14歳【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、忠誠・良心・宗教の自由についての権利をもっています。	#15歳【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びと一緒に活動をつくりたまつ、集会を行なうつる権利をもっています。	#16歳【プライバシー・名譽の自由】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話・メールなどのプライバシーを守ります。	#17歳【通切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報にアクセスする権利をもっています。国は、本、新聞、ラジオ、インターネットなどで、子どものために必要な情報を多く提供するようになります。子どもによくない情報をうど子供は守らなければなりません。	#18歳【子どもの養育はまさに親に責任】 子どもをして責任は、まさにその親（保護者）にあります。国はその手助けをします。	#19歳【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力あるわれたら、不適切ななどを受けたりするとがないように、国は子どもを守らなければなりません。	#20歳【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもたる、その家庭を守らねばならないことがあります。また、子どもは死んでしまいます。死ぬまでに家庭に入れることがあります。戦争にさきこまれた子どもを守るために、やることはすべてしなければなりません。	#21歳【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや親の眞意（保護者の）のことをしっかりと調べてうえで、国の公的機関が子どもを認めることがあります。	#22歳【難民の子ども】 自分の国の政治からくる苦しみのがれ、難民となった子どもたちは、のがれた方に連れて、援助を受けることができます。	#23歳【障がいのある子ども】 やがてからだに障がいがある子どもは、親が守ら、自立し、社会に参画しながら生活できるよう、教育や就労、医療サービスなどを受ける権利をもっています。	#24歳【健康・医療への権利】 子どもは、健診でいらいらの必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。
#25歳【施設に入っている子ども】	#26歳【社会保護を受ける権利】	#27歳【生活水準の確保】	#28歳【教育を受ける権利】																				
誰がいるか、何をしているか、何をもらっているか、何をするか、何をやめさせているか、何を守らなければいけないかなど、国は、すべての子どもが小さな年齢でできるよう生活を送る権利をもっています。親（保護者）はその他の第一の親です。必要なときは、やや重いのやや重いの、住むところなどについて、国が手助けします。	誰がいるか、何をしているか、何をもらっているか、何を守らなければいけないかなど、国は、子どもが自分の身の周りで安全で快適な環境で生活できるよう生活を送る権利をもっています。親（保護者）はその他の第一の親です。必要なときは、やや重いのやや重いの、住むところなどについて、国が手助けします。	子どもは、心からだがけがすこやかに成長できるよう生活を送る権利をもっています。親（保護者）はその他の第一の親です。必要なときは、やや重いのやや重いの、住むところなどについて、国が手助けします。	子どもは、教育を受ける権利をもっています。親（保護者）はその他の第一の親です。必要なときは、やや重いのやや重いの、住むところなどについて、国が手助けします。																				
#29歳【教育の目的】	#30歳【少數民族・先住民の子ども】	#31歳【休み、遊び権利】	#32歳【経済的搾取・有害な労働からの保護】																				
教育は、子どもが自分でもっている能力を最大限に活かすための、人権や平和、公正な社会を守ることなどを教えるためのものです。	少數民族の子どもや、もとからその土地で生んできた人の子どもは、その民族の文化や宗教、ごとをもつ権利をもっています。	子どもは、みんなで元気な、文化芸術祭に参加したりする権利をもっています。	子どもは、むやみに労働させられたり、そのために教育を受けられなくなったり、心からだによくなれない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。																				
#33歳【薬害・せいぜい犯などの侵害】	#34歳【性的な欺かからの保護】	#35歳【勝負・先質からの保護】	#36歳【あらゆる押かがらの保護】																				
国は、子どもが薬害やせいぜいなどを守らなければなりません。	国は、子どもが児童扶養料や児童養育費などを利用したり、他の虐待者を守らなければなりません。	国は、子どもが勝負や先質などの行為で守らなければなりません。	国は、どんなかたちでも、子どもの差しをうけたり利権を得るようなこからくをさせられなければなりません。																				
#37歳【戻れ・死刑の禁止】	#38歳【戦争からの復讐】	#39歳【被災にあった子どもの回復と社会復帰】	#40歳【子どもに関する司法】																				
どんな子どもに対しても、戻れや死刑などは認められないとしていません。また、子どもは死んでしまいます。戦争にさきこまれた子どもは、ひざの上の闇をなめし、社会復帰などもできないままの状況をつくりました。虐待やいじめ、戦争などの戦争にあつた子どもは、ひざの上の闇をなめし、社会にもどるよう支援を受けることができます。	国は、15歳にならない子どもを草薙に参加せしめないようにします。また、戦争にさきこまれた子どもを守るために、やることはすべてしなければなりません。	国は、人の人の権利を守り、社会にもどしたときまでその子の権利をしっかり守らせるうになることを考えて、ひざの上の闇をなめし、社会復帰を受ける権利をもっています。	背を犯されたされた子どもたちは、ほかの人の人の権利を守り、社会にもどしたときまでその子の権利をしっかり守らせるうになることを考えて、ひざの上の闇をなめし、社会復帰を受ける権利をもっています。																				

こども基本法とは？



こども基本法とは？

2022年6月に成立し、2023年4月に施行されました。

すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、その基本的な考え方をはっきりとさせ、国や都道府県、市区町村など社会全体で、子どもに関する取組「こども施策」を進めるためにつくられました。これから国や都道府県、市区町村は、このこども基本法の内容に沿って、子どもや若者に関する取組を進めていきます。



日本の子どもたちが幸せに暮らせるように、国や大人がみんなで協力して、子どもたちのことを一番に考えようという法律です。



こども基本法には、4つの基本理念と6つの基本方針が定められています。



基本理念とは「なぜそれをするのか」「どんなことを大切にしたいのか」という、一番大切な気持ちや考え方のこと、6つの基本方針とは、こどもたちが安心して健やかに育つために一番大切な考え方です。



子ども基本法「4つの基本理念」

差別の禁止

どんな子も、生まれた場所や体のこと、好きなことで差別されません。

生命、生存及び発達に対する権利

こどもたちが安心して暮らせるように、いじめや虐待から守ったり必要な時に助けてくれます。

子どもの意見の尊重

こどもたちが自分の意見を言えるように、色々な機会をつくってくれます。

子どもの最善の利益

その子にとってもっとよいことを最優先に考えます。



子ども基本法「6つの基本方針」 (こども施策※が大切にしている考え方)

- ①どんな子どもも大切にされ、人として尊重されること
- ②安心して生活でき、愛情を受けて育つことができること
- ③自分に関わることは、自分で意見を言えること
- ④年齢や成長に合わせて、一番よいことが優先されること
- ⑤子育ては家庭を基本に、みんなで助け合うこと
- ⑥子どもたちが楽しく幸せな家庭や社会をつくること



こども施策とは？

- ・大人になるまでの心や身体のサポートをすること
例えば・・・居場所づくり、いじめ対策など
- ・子育てをする人たちへのサポートをすること
例えば・・・働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など



こどもって何歳まで？

- ・こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがなくならないよう、心と身体の成長の段階にある人を「こども」としています。こどもや若者のみなさんとのぞみの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。





子どもの権利条約や子ども基本法について理解できましたか？

つぎのクイズに答えて理解できたか確認してみましょう！





子どもの権利クイズ



クイズ1 こども基本法でこどもは何歳まで？

- ① 16歳まで
- ② 18歳まで
- ③ 20歳まで
- ④ 心身の発達過程にある者





クイズ1 こたえ④

こたえは④の心身の発達過程にある者

子どもの権利条約では、子ども＝18歳未満と定義しています。

子ども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが受けられなくならないよう、心と体の成長段階にある人を「子ども」としています。



クイズ2 誰の権利が大切だろう？

① 自分の権利

② 友達の権利

③ どちらも





クイズ2 こたえ③

こたえは③のどちらも。子どもはみんな同じ権利を持っています。
おたがいに守りたい権利がぶつかり合うことがあったら、お互いの
守りたい権利を尊重しながらどんな解決方法があるか一緒に話し
合って考えよう。



クイズ3 こどもの施策に対して子どもが意見を言うことはできる？

① できない（大人が決める）

② できる





クイズ3 こたえ②

こたえは②のできる。

子どもの意見の尊重は、子どもの権利条約の4つの原則の一つです。



クイズ4 子どもの権利は宿題をやらなかつたり 約束を守らなかつたりすると取り上げられる？

① はい

② いいえ





クイズ4 こたえ②

こたえは②のいいえ。

子どもの権利を含めて人権はすべての人が生まれながらに無条件に持っているもの。もちろんやるべきことや守るべき約束はあるけれど、「子どもの権利」はそれらと引き換えに与えられたり取られたりするものではない。



クイズ5 子どもが言うことを聞かないときや悪いことをした時も、大人はたたいたりぶつたりしてはいけない。

① はい

② いいえ





クイズ5 こたえ①

こたえは①のはい。

子どもの権利条約では、どんな理由でも子どもが暴力をふるわれたり、不当なあつかいを受けることがあってはならないと定めています。

暴力で子どもにいたい思いをさせたり、言葉で心を傷つけるようなことは許されません。



子どもの権利条約やこども基本法について、理解できましたか？

理解できたら、アンケートの回答をお願いします。

アンケートの回答はこちらからお願いします。

